

令和8年6月1日

吉田町議会議長
増田剛士様

吉田町議会議員定数等検討特別委員
委員長 八木 栄



吉田町議会議員定数等検討特別委員会調査報告書

本委員会の調査事項について、調査の結果を下記のとおり吉田町議会会議規則73条の規定により報告します。

記

1 調査期間

令和6年6月17日～令和8年5月13日

2 調査事項

- (1) 吉田町議会の議員定数について
- (2) 吉田町議会議員の議員報酬について
- (3) 吉田町議会議員の政務活動費について

3 委員会の構成

委員長 八木 栄 副委員長 大石裕之
委員 平野 積 大石 巖 蒔田昌代 福世義己

4 調査の経過

第1回特別委員会（令和6年6月17日）

委員長に八木栄、副委員長に大石裕之を選出した。

第2回特別委員会（令和6年7月24日）

今後の特別委員会の審議方法について協議し、前回議員定数を検討した際の会議録、および県内で近年議員定数を変更した市町の会議録を取り寄せ今後の審議資料とし、町民の意見を聞く（集める）方法と議論の進め方を検討することとした。

第3回特別委員会（令和6年8月28日）

会議録などの資料を読んだ上での委員の意見交換を行った。

本特別委員会では、結論の裏付けや根拠を示した上で、意見をまとめていくこととした。

近年議員定数を変更した市町（伊豆市・川根本町）で、視察の受け入れが可能か確認することを決定した。

議会報告会で町民の皆さんの意見を伺うことを決定した。

第4回特別委員会（令和6年12月10日）

議会報告会で出された意見を基に、委員間協議を行った。

川根本町議会が視察受け入れ可能とのことで、視察先として決定した。正副委員長で質問事項を協議し、決定することとした。

第5回特別委員会（令和7年1月22日）

川根本町議会（川根本町役場）への視察を実施した。

○質問の内容

- ① 議員定数の検討をする特別委員会が設置されるに至った理由は。
- ② 特別委員会での議論の仕方や方法、進め方は。
- ③ 特別委員会ではどのような議論が行われたのか。
- ④ 定数を削減することを決定した主な理由と考え方は。
- ⑤ 削減を決定後に町民への周知や広報などはどのようにされたのか。

○質問の回答

- ① 前回の選挙が無投票になった際に、立候補者も選挙公約も分からない、選挙運動もしないなどが区長会で大問題となり、新聞報道で批判もされた。議員並びに区長連絡会から議会に要望書が提出され、特別委員会を設置するに至った。
- ② 議論を絞らずに、委員の広い意見を出し合い、結論的な話しは終盤にするように、徐々に議論を絞って進めた。
委員が周辺の人々に半年間ほど掛けて、聞き取り調査を行った。また同規模の自治体に視察に伺い、調査研究をする中で貴重な意見を伺えた。
- ③ 議員定数を増やした場合、削減した場合など、幅広い議論を3年の時間を掛けて重ねた。報酬の議論よりも定数の議論が中心となっていた。削減した時にどのような影響が出るのかなどの議論をした。増やすという選択はあり得ない状況であった。
- ④ 以下の理由で定数削減を決定した。
 - ・町民からの厳しい意見があったこと。
 - ・委員の周辺町民への聞き取り調査の結果からも、削減すべきであると85%以上の町民が考えていると思われたこと。
 - ・定数を削減しても議会活動への影響は少ないと考えられること。
 - ・一人一人の議員が活動の場を拓げることで、町民の負託に応えることが出来ると判断したこと。
 - ・人口減少や今後の人口動向、財政負担などの状況など。
- ⑤ 議会だより、議会報告会などで報告した。

第6回特別委員会（令和7年4月11日）

川根本町議会への視察で感じた感想や意見を協議し、特別委員会としてまとめた。議員定数について、現段階での各委員の意見交換を行った。

なり手不足の解消などの観点から、議員報酬や政務活動費などの議論も必要

であるとの認識を共有した。

第7回特別委員会（令和7年5月19日）

町民意見の収集方法を決定した。

目的：議員定数に対する町民意見を収集し、今後の委員会審議に活用する

期間：6月、7月の2カ月間（8月初旬に回収予定）

意見の収集人数：議員一人最低30人（上限は設けない）

意見の取集対象：18歳以上の町民

意見の収集項目：年代、性別、地区、その他

意見の収集テーマ：現在13人が町議の定数だが、何人が吉田町にとって適当と考えるか

今後のスケジュールを決定した。

第8回特別委員会（令和7年8月27日）

町民アンケートの調査結果を報告し、調査結果から、委員間協議を行った。

その結果は、全委員が議員定数は現状のまま13人が適当であるという方向性の意見であった。

特別委員会において、議員報酬および政務活動費についての議論をそれぞれ進めていくことを決定した。

第9回特別委員会（令和7年10月31日）

議会だよりの「議員定数に関する町民アンケートの結果報告」を見て、町民からお問い合わせフォームに意見が寄せられた。その送付された意見の対応について協議した。

第10回特別委員会（令和7年11月18日）

各委員が判断した定数の根拠を示すための項目として、以下の4項目を決定し、各委員の意見を提出することとした。

- ① 全国町議会及び静岡県町議会との整合性
- ② 委員会運営・議会機能の維持
- ③ 町民代表性及び多様性の確保
- ④ 町民意見

議員報酬についておよび政務活動費について、次回の委員会で意見を発表することに決定した。

第11回特別委員会（令和7年12月11日）

各委員より提出された議員定数の根拠を示す4項目の意見が、全体として同じ方向性の意見なので、正副委員長において委員会の意見としてまとめることとした。

議員報酬について、根拠を持って引き上げるべきとの意見でまとまる。

政務活動費について、議員の資質向上や議員活動の活性化などのために必要であるとの意見でまとまる。

第12回特別委員会（令和8年1月7日）

議員定数の根拠を示す4項目をまとめた正副委員長案に、グラフを追加することとして了承された。次回までに報告書として作成し提案することとした。

議員報酬および政務活動費について、各委員が意見の根拠となる資料やデ

一タを提出して、委員会で議論することに決定した。

第13回特別委員会（令和8年1月23日）

議員定数について、特別委員会として、現状のまま13人が適当であると正式に決定した。

正副委員長から示された「吉田町議会の議員定数について」の報告書が了承された。

議員報酬について、近隣市町や同規模の町議会の報酬や職員給与、また社会的な変化などを含め調査し、根拠を示して意見をまとめていく方針を決定した。

政務活動費について、県内町議会または同規模の町議会の状況などを調査することを決定した。

第14回特別委員会（令和8年2月2日）

議員報酬について、町議会の年度別議員平均年齢のデータなどを参照し、協議した。

政務活動費について、なぜ必要なのか、どういう活動に使うのか。その根拠を正副委員長で案をまとめることに決定した。

第15回特別委員会（令和8年2月13日）

議員報酬について、以下の資料をもとに議論した。

- ① 吉田町役場職員給与の推移
- ② 周辺市および県内の町の首長と議員の報酬比較
- ③ 静岡県最低賃金の推移
- ④ 一般労働者の平均給与の推移
- ⑤ 企業規模（100～999人）別新卒者の初任給の推移
- ⑥ 人口2万人以上の町の議員報酬等の状況
- ⑦ 消費者物価指数の推移
- ⑧ 議員報酬に関するアンケート調査結果

委員会として、議員報酬に対する主張の根拠となるデータを揃えるため、その他のデータや資料を各委員で研究してくることを決定した。

政務活動費について、政務活動費の必要性と具体的な使途の案について議論した。

第16回特別委員会（令和8年2月18日）

議員報酬について、以下の根拠を示し、議員報酬の引き上げを提言することに決定した。

- ① 物価高
- ② 平均給与、最低賃金などの上昇
- ③ 議員報酬の全国自治体との比較
- ④ 平成8年から据え置き報酬
- ⑤ 議会費と職員給与・手当等との比較
- ⑥ H17年の報酬審議会当時より、費用弁償が廃止されことによる実態の報酬額の減少
- ⑦ 議会活動の増加
- ⑧ 議会改革ランキングの推移
- ⑨ 成り手不足の解消

政務活動費について、具体的な使途を決定した。

第 17 回特別委員会（令和 8 年 2 月 25 日）

議員報酬について、根拠とする資料と分析を加えた正副委員長案について協議し、一部訂正し了承された。

政務活動費について、根拠とする資料と分析を加えた正副委員長案について協議し、了承された。

第 18 回特別委員会（令和 8 年 3 月 9 日）

議員報酬、政務活動費に対する提言書案および委員会報告書案について議論し、それぞれ決定した。

第 19 回特別委員会（令和 8 年 4 月 14 日）

関係当局との話し合いにおいて、議員報酬および政務活動費の具体の金額を提言書に明記して欲しいとの要請に対応するため、議員報酬と政務活動費の具体の金額について議論した。

正副委員長で、金額および根拠の案をまとめることを決定した。

第 20 回特別委員会（令和 8 年 5 月 13 日）

議員報酬、政務活動費の具体の金額および根拠をまとめた正副委員長案について協議し、了承された。

議員報酬、政務活動費の具体の金額および根拠を、提言書および委員会報告書に、加筆することに決定した。

5 調査の結果

(1) 吉田町議会の議員定数について

吉田町の人口と同規模の全国の町議会や県内町議会との比較や、議会および委員会の機能維持など様々な観点から議論を進めてきた。一方、近年議員定数を変更した川根本町議会を訪ねて、その状況や議論などを議会から直接話を伺い、委員会の議論に生かしてきた。また議会報告会や町民アンケートなども実施し、そこで得られた町民の率直な意見も参考にして議論を積み重ねてきた。

その結果として特別委員会では、町民福祉の向上、町民意見の反映、行政のチェック機能など、議会として必要最低限の機能を保持するための議員定数として、現状のまま 13 人が適当であるとの結論に達した。

(2) 吉田町議会議員の議員報酬について

議員報酬については、吉田町民の税金から捻出されており、軽々に引き上げを言い出すことが出来ないことは十分に理解している。しかしながら、平成 8 年から現在まで、議員報酬の引き上げが一度も行われないうちにきてしまったことで、社会全体から見ると、その厳しい環境が議員のなり手不足に拍車を掛けているとの意見もある。

吉田町議会議員の報酬が平成 8 年（1996 年）から変化していないが、当時と比較すると議会の活動量も相当増えていると思われる。しかしながら、このことを証明する資料が、保管期間の問題などから手に入れることが出来なかったことは大変に残念である。

また、近年の急激な物価上昇により、議員活動や生活そのものに影響も懸念され、社会全体に沿う中で議員報酬の適切な有り方のための検討を願うものである。

との結論に達した。

(3) 吉田町議会議員の政務活動費について

議員の資質向上や議員活動の活性化に資するものと認識する。

町政の課題および町民の意思を把握し町政に反映させる活動、町民の福祉の向上を図るための活動、行政のチェック機能としての活動など、議員の政務活動の経費の一部として使用するため、政務活動費の支給を検討願うものであるとの結論に達した。

6 調査項目別の調査報告
別紙のとおり

◇吉田町議会の議員定数についての調査報告

【結論】

町民福祉の向上、町民意見の反映、行政のチェック機能など、議会として必要最低限の機能を保持するための議員定数として、現状のまま13人が適当であるとの結論に達した。

【理由】

1 全国町議会及び静岡県町議会との比較

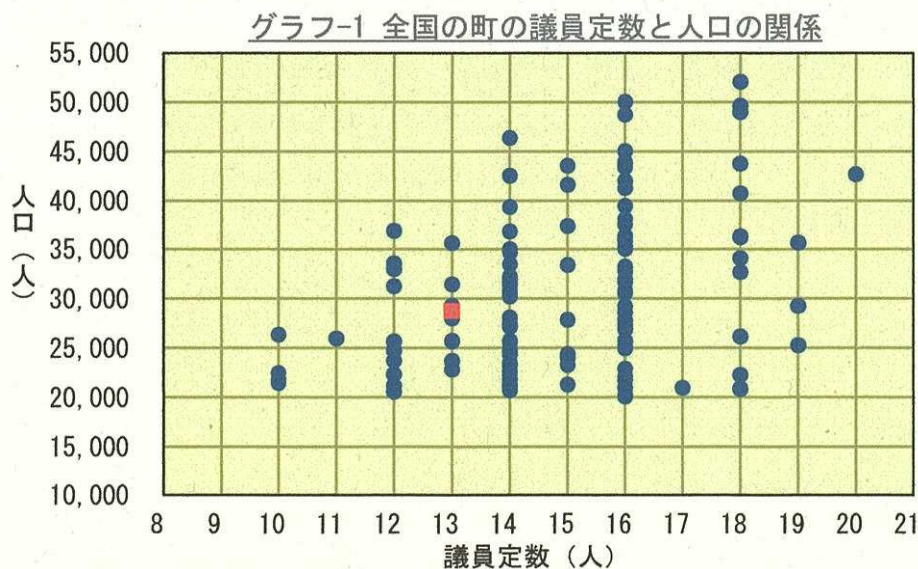
(1) 全国の町の議員定数と人口の比較

全国人口2万人以上の町131町（議員定数：令和6年1月1日、人口：令和7年1月1日現在）のうち、議員定数13人は少ない方から16番目である。また議員定数12人以下の15町のうち11町は吉田町よりも人口が少ない。つまり、吉田町より人口が多くかつ議員定数が少ない町は131町の中で4町のみである。

当町で議員定数をこれ以上減じることは、全国的に見ても極めて稀有な存在となる。（参照：表-1、グラフ-1）

表-1 議員定数と人口の関係

議員定数	町数	人口(人)		
		最少	平均	最多
10	4	21,449	23,026	26,366
11	1		25,971	
12	10	20,560	27,290	36,878
13	11	23,682	27,615	35,620
14	38	20,702	28,650	46,379
15	9	21,306	30,762	43,562
16	40	20,095	32,496	50,029
17	1		20,970	
18	13	20,829	35,746	52,074
19	3	25,269	30,062	35,659
20	1		42,683	



■が吉田町

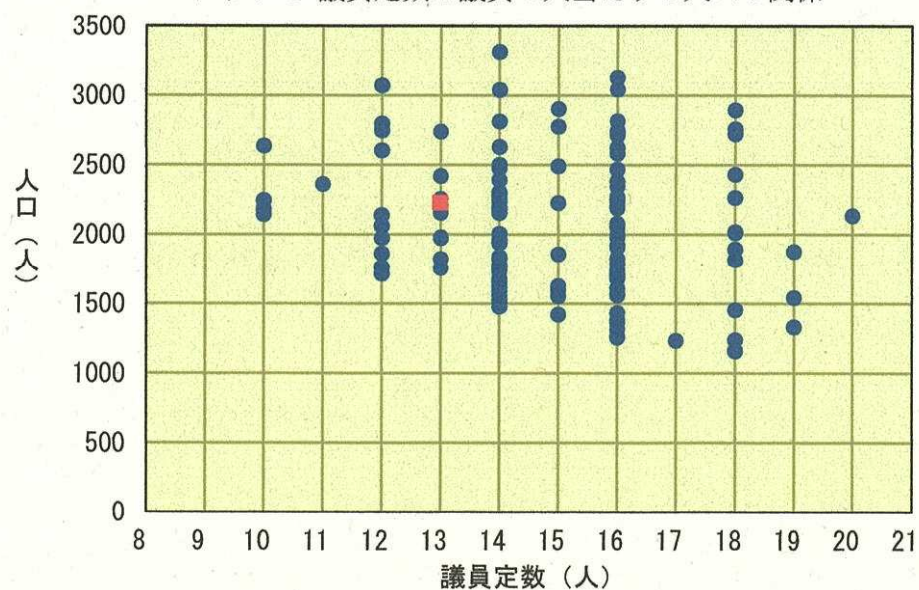
(2) 全国の町の議員定数と議員1人当たりの人口の比較

全国人口2万人以上の町131町のうち、議員1人当たりの人口の平均は約2,000人である。定数13人の当町の議員1人当たりの人口は2,228人であり、多い方から47番目である。仮に議員定数を12人にした場合には2,414人となり、30位まで上昇する。これは多くの町民の声や少数意見の声を議会に反映する観点において、疑義が生じると考える。また議会活動の中で、議員の負荷の増大に繋がると思われる。(参照：表-2、グラフ-2)

表-2 議員定数と議員1人当たりの人口の関係

順位	都道府県	町名	人口(人)	議員定数(人)	議員1人当たりの人口(人)
1	福岡県	志免町	46,379	14	3,313
2	愛知県	東浦町	50,029	16	3,127
3	大分県	宇美町	36,878	12	3,073
4	福岡県	粕屋町	48,723	16	3,045
5	大阪府	熊取町	42,544	14	3,039
46	奈良県	田原本町	31,379	14	2,241
47	静岡県	吉田町	28,964	13	2,228
48	兵庫県	太子町	33,414	15	2,228
49	栃木県	高根沢町	28,770	13	2,213
50	徳島県	藍住町	35,320	16	2,208
127	千葉県	酒々井町	20,095	16	1,256
128	北海道	中標津町	22,257	18	1,237
129	宮城県	加美町	20,970	17	1,234
130	福岡県	福智町	20,888	18	1,160
131	高知県	いの町	20,829	18	1,157
議員一人当たりの人口の平均					2,054
吉田町の議員定数を12人にした場合					2,414
吉田町の議員定数を14人にした場合					2,069

グラフ-2 議員定数と議員1人当たりの人口の関係



■ が吉田町

(3) 静岡県内の町の議員定数と人口および議員1人当たりの人口の比較

静岡県内の12町の中で、人口2万人以上の4町で比較しても、当町の議員定数が一番少なく、前項同様これ以上定数を減らすことは様々な面において問題が生じると考える。むしろ数値からは議員定数増加の余地はあるが、これ以上減じる必然性は見当たらない。(参照：表-3)

表-3 静岡県の議員定数、人口、議員1人当たりの人口

町名	議員定数 (人)	人口 (人)	議員1人当たり の人口(人)
長泉町	16	43,705	2,732
函南町	16	36,105	2,257
清水町	14	31,637	2,260
吉田町	13	28,964	2,228
小山町	13	16,975	1,306
森町	12	16,968	1,414
東伊豆町	12	11,093	924
南伊豆町	11	7,340	667
西伊豆町	10	6,639	664
河津町	10	6,398	640
川根本町	10	5,700	570
松崎町	8	5,658	707
上記議員一人当たりの人口の平均			1,364

全国町議会及び静岡県町議会との比較のまとめ

- ・全国の人口2万人以上の町131町の中で、議員定数13人は少ない方から16番目で、議員定数が少ない方である。
- ・全国の人口2万人以上の町131町の中で、議員1人当たりの人口の平均は約2,000人に対し、当町の議員1人当たりの人口は2,228人で、多い方から47番目となり、議員1人当たりの人口は多い方である。
- ・静岡県内12町において、定数は多い方から4番目である。また人口も同じく多い方から4番目である。議員一人当たりの人口も同様に4番目に多く、県内平均(1,364人)以上であることから、13人の議員定数は少ない方である。

2 委員会運営・議会機能の維持 (委員会運営の現状)

- (1) 死亡および病欠による欠員などの影響から、現状10人の議員で運営することにより、役員を複数兼ねる議員が多く存在し、議員活動への負荷が増大している。加えて、役員を複数兼ねる議員が存在する事に起因し、委員会などのスケジュール調整が難しく、遅延が発生している。(参照：表-4)

表-4 議会、委員会等の役員リスト

議会、委員会等	議長、委員長	副議長、副委員長
議会	増田 剛士	山内 均
総務文教常任委員会	八木 栄	楠元 由美子
産業建設常任委員会	大石 巖	平野 積
議会運営委員会	平野 積	三輪 美由紀
議会広報特別委員会	楠元 由美子	蒔田 昌代
議会DX推進特別委員会	蒔田 昌代	増田 剛士
吉田町議会議員定数等検討特別委員会	八木 栄	大石 裕之
議会改革推進会議	蒔田 昌代	大石 巖

- (2) 常任委員会は、総務文教常任委員会が7人、産業建設常任委員会が6人（議長が番外として参加）の定数としているが、(1)の議員数減により、現状2人の議員が両常任委員会に属している。
- (3) 委員会によっては、委員会調査の準備や委員会活動での役割分担が滞り、一部の委員の作業量の負担が大きくなっている。

委員会運営・議会機能の維持のまとめ

議員定数が減少し、同時に常任委員会の委員の数も減ると、委員会の議論が深まらずに意見も偏りやすくなる。少人数だと付度が生まれやすく、また多人数だと議論が拡散する。それは、町民の福祉の向上や町民意見の反映、行政のチェック機能などに影響が及ぶことになる。それを防ぎ活発な議論を行うためには、全員が発言しやすい多様性と効率のバランスが必要であり、現状維持が妥当であると考えます。

3 町民代表性及び多様性の確保

- (1) 過去には、議員職は「名誉職」であるとの認識も存在したが、現在ではその考え方は薄れ「なり手不足」の一因ともなっている。町民の代弁者となる議員や議会の機能、行政では手が届かないところに光を当てる政治家の役割など、議会内の活動のみならず、議会外における町民との関わりや問題解決に動く姿などから議員のやりがいや存在意義を町民に理解してもらい議員活動が必要不可欠である。加えて、それなりの待遇も伴わなければならない。
- (2) 地域や産業・政党・団体・世代など様々な分野の代弁者が、町内4地区に偏り無く存在し、少数の意見にも耳を傾け、多様性の確保された議会を標榜するためには、議員数は多い方が良いと言えるが、一方で意見をまとめることに長い時間を要す、または決められないなど、効率の面で問題があると思われる。当然報酬などの予算も必要となるため、行政の規模に応じた、適正な人数が求められる。

町民代表性及び多様性のまとめ

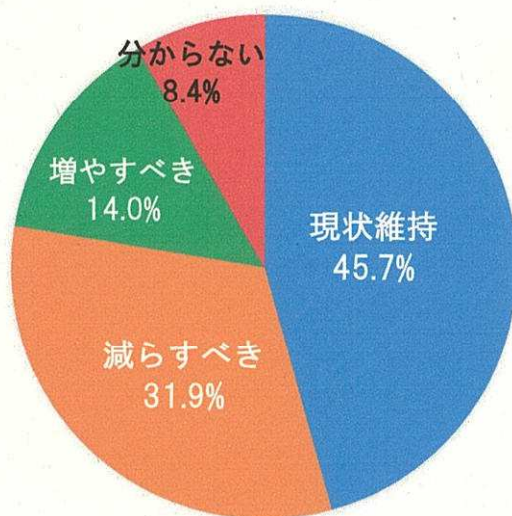
当町の規模からなる予算や社会的な状況など総合的に判断すると、現状維持が妥当と考える。

4 町民の意見（アンケートの結果・議会報告会でのご意見）

議員を通しての議会に関心のある方への聞き取り調査において、議員定数として現状の13人が適していると答えた方が最も多く、45.7%を占め、年代別でも最も多い回答が得られた。

議会報告会での意見聴取においても、全体として現状維持の定数13人が適当であるという意見が多数であり、減らすべきという意見を上回った。

吉田町議会議員の定数は何人が適当だと思いますか？

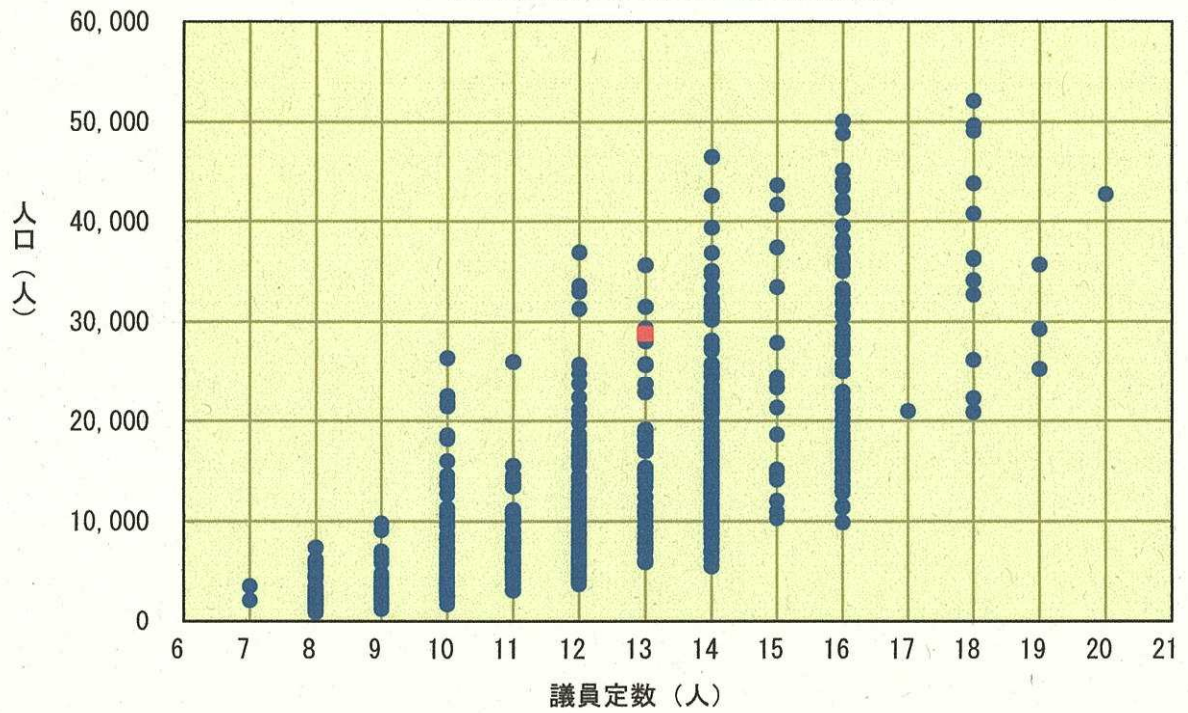


吉田町民アンケート結果 年代別

年代	計	適当だと思う吉田町議会議員の定数 (人)																
		6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	28	分からない
全世代	357	1	1	5	6	31	12	58	163	26	14	3	1	0	1	3	1	31
20代	11					2			8									1
30代	3								1	1								1
40代	23					3	1	4	8	2							1	4
50代	65		1	2	2	2	1	14	27	7	5	1				1		4
60代	81			3		7	4	15	34	6	3	1						9
70代	132	1			3	12	5	21	65	6	4	1	1		1	2		7
80代以上	42				1	5	1	4	20	4	2							5

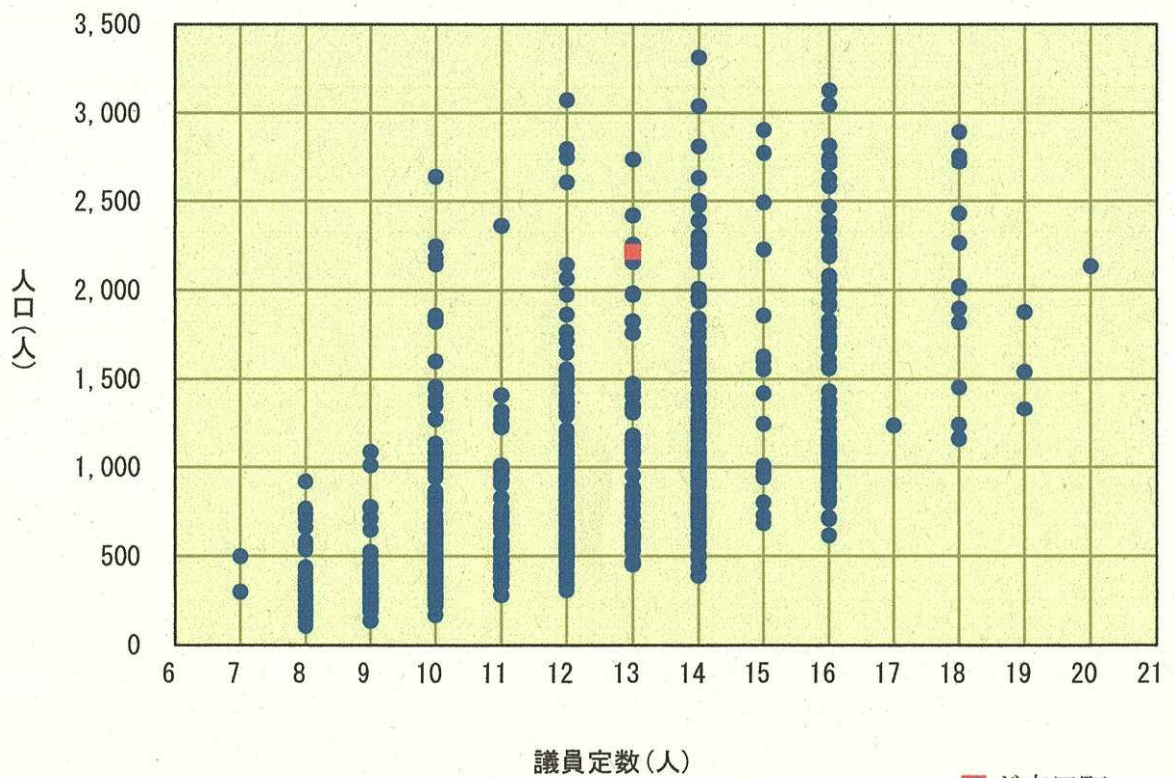
【参考資料】

全国の町の議員定数と人口の関係



■ が吉田町

全国の町の議員定数と議員一人当たりの人口の関係



■ が吉田町

◇吉田町議会議員の議員報酬についての調査報告

1 議員報酬について

議員報酬については、吉田町民の税金から捻出されており、軽々に増額を言い出すことが出来ないことは十分に理解している。しかしながら、平成8年から現在まで、議員報酬の引き上げが一度も行われないうちに済んでしまったことで、社会全体から見ると、その厳しい環境が議員の成り手不足に拍車を掛けているとの意見もある。

吉田町議会議員の報酬が平成8年（1996年）度から変化していないが、当時と比較すると議会の活動量も相当増えていると思われる。しかしながら、このことを証明する資料が、保管期間の問題などから手に入れることが出来なかったことは大変に残念である。

また、近年の急激な物価上昇により、議員活動や生活そのものにまでおよぶ影響も懸念され、社会全体に沿う中で議員報酬の適切な有り方のための検討を願うものであるとの結論に達した。

2 適切な議員報酬の在り方の検討のための説明および資料（※資料1～8別紙）

(1) 吉田町議会議員の報酬の推移（資料1）

・吉田町議会議員の報酬は、平成8年（1996年）に、それまで月額23万円だったものが月額24万円に増加された。その後そのまま据え置きとなり、今年令和8年（2026年）で30年目を迎えた。

・議員定数も18人から13人まで削減してきた。議会のスリム化にも、周辺自治体もしくは全国と同規模自治体と比較しても、十分に引けを取らない取り組みをして来たと言える。

(2) 議員報酬等と職員給料等、年度別の総額の比較（資料2）

・平成16年度から令和6年度まで、決算ベースで議員報酬などを含む議会費の合計と、職員給与などの合計を年度別で比較した資料である。

・平成16年度は職員給与総額に対する議員報酬および費用弁償などの総額の割合が、32.20%と比較的高い割合となっているが、令和6年度には16.89%と、その差は拡大する一方である。

その要因としては、

- ① 平成20年度からは、これまで支給されていた費用弁償（1回/2,600円）が廃止されたこと
 - ② 議員報酬はそのまま据え置きとなっていること
 - ③ 職員給与はほぼ毎年昇給していること
- などが考えられる。

(3) 静岡県町の財政状況と議員報酬等の関係（資料3）

・静岡県内の同規模自治体の町として、人口2万人以上の町が4町存在するが、その中で比較すると、吉田町の議員報酬が一番低いことが分かる。

・静岡県町の財政力指数と議員報酬の表で見ると、財政力指数が高い町ほど議員報酬は高くなっているが、吉田町の財政力指数から見ると、その他の町より

も議員報酬が低いことが分かる。

- ・静岡県町の経常収支比率と議員報酬の表からは、経常収支比率が吉田町より高い町であっても、議員報酬が吉田町より高い町が多く存在することが分かる。

- ・静岡県町の人口と議員報酬の表では、人口が吉田町より相当少ない町でも、吉田町より議員報酬が高い町が存在することが分かる。

(4) 全国人口2万人以上の町の議員報酬等 (資料4-1)

- ・全国に人口2万人以上の町は131町存在する。その中で、単純に議員報酬の額を比較すると吉田町は105番目となり、報酬額としては低いことが分かる。

- ・財政力指数と議員報酬の関係(資料4-2)の表で見ると、吉田町より財政力指数が高い町のほとんどが、吉田町よりも議員報酬が高いことが分かる。また財政力指数が吉田町よりも低い町でも、大半が吉田町の議員報酬よりも高いことが分かる。それらのことから、全国的な水準から見ても、吉田町の議員報酬が低いことが分かる。

- ・経常収支比率と議員報酬の関係の表からは、経常収支比率が吉田町より高い町においても、吉田町の議員報酬よりも大半が高いことが分かる。経常収支比率と議員報酬の関係を全国で比較しても、吉田町の議員報酬が低いことが分かる。

- ・人口と議員報酬の関係の表では、人口に関係なく、全体的に拡散しているように思われる。しかしながら吉田町の議員報酬よりも、人口の多寡に関わらず報酬が高い町が多いことも読み取れる。

(5) 消費者物価指数の推移 (資料5) ※総務省データ

- ・消費者物価指数の30年間の推移(2020年を100とする)を見ると、吉田町議会議員の報酬は平成8年(1996年)から現在まで変化が無いが、物価指数は平成8年(1996年)の96.0から、令和5年(2023年)の105.6に上昇しており、その上昇率は1.10となっている。

(6) 静岡県の最低賃金の推移 (資料6) ※静岡労働局データ

- ・静岡県の最低賃金は、吉田町議会議員の報酬が現在の状況になった平成8年度(1996年度)では時給630円であったが、その後上昇し、令和7年度(2025年度)には時給1,097円となっている。

(7) 企業規模別新規学卒者の初任給の推移 (資料7) ※厚生労働省データ

- ・一般企業の新卒者(大学卒、高専・短大卒、高校卒)それぞれの初任給の推移のデータで、吉田町役場の職員数(約250人前後)を参考基準として、企業規模別データの「100~999人」のデータを用いることとした。

- ・吉田町議会議員の報酬が平成8年(1996年)から変化していないことから、同年の数値と令和元年の数値と比較すると、比較的緩やかな上昇の初任給においても、この期間に相当の賃金上昇をしていることが分かる。

(8) 一般労働者の所定内給与額の推移 (資料8) ※厚生労働省データ

- ・吉田町議会議員の報酬が平成8年(1996年)から変化していないことから、同年の数値と令和7年(2025年)の速報値と比較すると、一般労働者の給与額もこの期間に相当の上昇をしていることが分かる。

3 現状に於ける適切と考える議員報酬額について

適切な議員報酬額というのは、様々な見方や側面があり、一概に決めることは難しい問題であると認識している。しかも、議員報酬は税金から捻出されていることもあり、議会側から具体的な金額を提示することは控え、現状の問題点を指摘し、後は吉田町特別職報酬等審議会に一任することが適切であるとの認識で議論をしてきた。しかし議論を進める中で、より具体的な金額を提示して、その上で適切な金額の判断を委ねる方が、審議会で現状に即した適切な議論を重ねることが出来るのではないかとの判断のもと、議会の責任ある対応として、具体的な議員報酬額を提示することとした。

議員報酬	議員	諮問額	300,000円
		(現行額)	240,000円)

* 議長、副議長、常任委員長、議会運営委員長の報酬差額分は現行額のままとする。

議員月額30万円について

今回の見直しは、現職議員の待遇改善を目的とするものではなく、若い世代が立候補できる環境、子育て世代が活動継続できる環境、多様な人材が参画できる議会を実現するための最低限の活動基盤を整備することを目的とするものである。

吉田町議会議員は、本会議、委員会への出席だけでなく、政策研究、住民相談、地域活動、行事対応など、継続的な活動が求められる。その一方で、現状の月額24万円では、社会保険、税負担、活動経費を考慮すると、安定的に議員活動を継続していくには厳しい水準である。

月額30万円は、一般的な子育て世代の生活基盤を考えた場合でも、決して高額とは言えない。しかし、年間の手取り額が約400万円となり、活動の継続はできる必要最小限の改善と考える。

一方、広報よしだ2025年12月号に掲載された町の職員給与の中の、「平均給料月額と平均年齢」を見ると、平均年齢40.1歳で、平均経験年数17.7年、平均給与月額31万4,900円となっている。議員とは昇給制度や各種手当等が異なるため単純比較はできないものの、月額30万円という水準は、町職員の給与水準から見ても著しく高額なものではなく、議会機能維持のための現実的な水準であると考えられる。

※ 参考資料

以下に令和8年3月に全国町村議会議長会から発行された「町村議会議員のための、議会活動・議員活動のモデル」から、「議員報酬の現状と改定の状況」に於ける「町村議会議員の議員報酬月額増幅幅の大きい町村議会」として示された表を提示する。

全国的な動向として、多くの自治体で議員の報酬見直しが行われているところであり、報酬の増額を6万円以上としている自治体も多く存在することが分かる。

議員報酬月額増幅幅の大きい町村議会（予定含む）

団体名	議員報酬月額		増額幅	条例議決日等
	改正前	改正後		
沖縄県竹富町	250,000円	355,000円	105,000円	令和8年3月13日
北海道芽室町	204,000円	300,000円	96,000円	令和8年6月上程予定
熊本県御船町	242,000円	332,600円	90,600円	令和8年3月13日
栃木県那須町	250,000円	330,000円	80,000円	令和7年9月16日
福井県南越前町	226,000円	302,000円	76,000円	令和7年9月12日
石川県志賀町	230,000円	299,000円	69,000円	令和4年12月20日
愛媛県愛南町	181,000円	250,000円	69,000円	令和6年12月9日
北海道弟子屈町	184,000円	250,000円	66,000円	令和5年12月7日
山梨県富士河口湖町	174,000円	240,000円	66,000円	令和7年3月4日
島根県美郷町	204,700円	268,000円	63,300円	令和7年3月14日
熊本県菊陽町	249,000円	310,000円	61,000円	令和7年9月17日
宮城県大和町	240,000円	300,000円	60,000円	令和5年9月15日
茨城県大子町	250,000円	310,000円	60,000円	令和5年12月13日
長野県青木村	164,000円	224,000円	60,000円	令和6年12月12日
長崎県時津町	251,000円	311,000円	60,000円	令和7年2月4日

議員報酬月額上位の町村議会

団体名	議員報酬月額
神奈川県葉山町	400,000円
茨城県東海村	387,000円
神奈川県寒川町	368,000円
福岡県荇田町	364,000円
石川県内灘町	350,000円
東京都日の出町	345,000円
東京都瑞穂町	340,000円
神奈川県愛川町	340,000円
大阪府島本町	330,000円
石川県津幡町	328,000円
大阪府河南町	323,000円
大分県日出町	322,000円
神奈川県湯河原町	320,000円
大阪府太子町	320,000円
奈良県田原本町	320,000円
香川県宇多津町	320,000円

第71回町村議会実態調査結果
(令和7年7月1日現在)

◇吉田町議会議員の政務活動費についての調査報告

1 政務活動費について

議員の資質向上や議員活動の活性化に資するものと認識する。

・町政の課題および町民の意思を把握し町政に反映させる活動、町民の福祉の向上を図るための活動、行政のチェック機能としての活動など、議員の政務活動の経費の一部として使用するため、政務活動費の支給を検討願うものであるとの結論に達した。

2 静岡県内の町の財政状況と政務活動費の状況

団体名	財政力指数	経常収支比率	議員報酬	議長報酬	副議長報酬	政務活動費	人口
東伊豆町	0.54	85.6	168,000	240,000	184,000		11,093
河津町	0.38	91.3	202,000	295,000	225,000		6,398
南伊豆町	0.29	85.1	200,000	291,000	222,000		7,340
松崎町	0.26	83.2	187,000	273,000	208,000		5,658
西伊豆町	0.26	81.7	187,000	273,000	208,000		6,639
函南町	0.71	93.4	252,000	325,000	272,000	12,500	36,105
清水町	0.92	87.2	270,000	340,000	290,000	12,500	31,637
長泉町	1.16	87.4	282,000	358,000	304,000	12,500	43,705
小山町	0.88	89.4	260,000	320,000	280,000	10,000	16,975
吉田町	0.87	84.0	240,000	320,000	260,000		28,964
川根本町	0.34	82.2	190,000	285,000	210,000		5,700
森町	0.54	92.8	241,000	319,000	262,000	10,000	16,968

※県内の町で、財政力指数、経常収支比率および人口など、同規模と考えられる町で比較すると、政務活動費が支給されていない町は、吉田町のみである。

3 全国人口2万人以上の町の政務活動費等と経常収支比率……資料A（別紙）

全国人口2万人以上の町131町の内、政務活動費の制度がある町は53町である。その131町の中で、経常収支比率90%以上の町は81町あり、その内、政務活動費制度のある町は29町ある。

また、経常収支比率が70%～80%台の町は50町あり、その内政務活動費制度のある町は24町である。

人口2万人以上の静岡県内の自治体4町の内、政務活動費制度が未整備の町は吉田町だけである。

4 政務活動費の金額について

議員の資質向上および議員活動の活性化に資する政務活動費の適正な金額は、議員個人の活動やその方法に寄るところが大きいと考えるが、町政の課題および町民の意思を的確に把握し町政に反映させる活動、町民の福祉の向上を図るための活動、行政のチェック機能としての活動など、議員の役割りを果たすべき活動が、近年の物価高騰により活動経費が上昇していることで支障をきたすことの無いよう、適正な金額を決定することが望ましいと考える。またルールに基づき、その用途を町民に対し詳細に明らかにしていくことは当然のことである。

政務活動費 年額 120,000円 (月額10,000円×12ヶ月)

5 具体的な用途として (案)

項目	内容
調査研究費	町政の政策、事務、地方行財政等に関する調査研究の経費
広報費	町政について町民へ報告し周知するための経費
要請・陳情活動費	要請または陳情を行うために必要な経費
資料作成費	議員の活動に必要な資料の作成に要する経費
研修費	研修会の開催または参加するための経費
広聴費	町民からの町政または議員の施策に対する要望、意見等を聴取するための経費
会議費	県内外の議員や各種団体との調査研究のための会議の開催またはそれら会議に参加するための経費
資料購入費	議員の活動に必要な図書または資料等の購入費、資料の複写等の経費
事務費	議員の活動に必要な事務的な物品購入の経費
事務所費	議員の活動に必要な事務所の設置または管理に要する経費
人件費	議員の活動を補助する職員を雇用するために必要な経費

※詳細な用途や使い方や手続きなどは別に定める。